

迷惑行為防止条例の改正

～ 条例名も「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」から「愛知県迷惑行為防止条例」に改正 ～

平成31年1月1日施行

新規制

嫌がらせ行為の禁止

○ 正当な理由なく、悪意の感情により、以下の行為を反復して行う「嫌がらせ行為」を禁止！

- つきまとい、待ち伏せ、住居等への押しかけ
- 行動を監視していると思わせるようなことの告知
- 義務のないこと（面会、金銭の支払い等）の要求
- 著しく粗野又は乱暴な言動
- 無言電話、連続電話、連続メール
- 汚物、動物の死体等の送付
- 名誉を害する事項の告知
- 性的羞恥心を害する事項の告知、写真等の送付



規制拡大

卑わいな行為の禁止

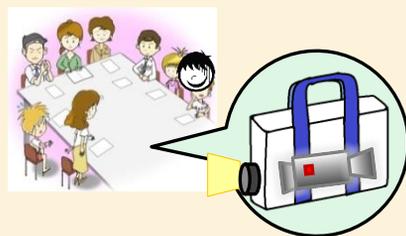
※ 改正により、公共の場所等での痴漢、盗撮、卑わいな言動の禁止に、以下の規制が追加される

○ 盗撮目的でカメラ等を設置する行為や人に向ける行為を禁止！



○ 盗撮行為の規制場所を拡大！

- 例えば・・・
- ① 学校、会社の便所、更衣室など
 - ② タクシー、貸切りバスなど
 - ③ 住居、ホテル、民泊施設の居室など



嫌がらせ行為の禁止及び卑わいな行為の禁止に違反すると・・・
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金！

※ 改正により、卑わいな行為の禁止に対する罰則が上げられます。